

フォーリン・プレスセンター、2022年12月16日

日本の政治と宗教

— 政教分離の原則と現実 —

同志社大学 神学部 教授

小原克博

1

日本史における政治と宗教

議論の前提 — 政教分離とは

- 近代国家の成立過程で、宗教的権威を公的領域から排除。
- 政治（公的領域）と宗教（私的領域）を分離。それによって信教の自由を保障。
- しかし、近代国家は、宗教的要素を国家の機能の中から放逐したのではなく、むしろ、それを巧妙な形で取り込んできた。

国家の道具としての宗教

- 古代から江戸時代まで、政治と宗教が分離されたことはなかった。
- 江戸時代には、熾烈なキリシタン弾圧があった。
- 欧米列強の圧力の中で、必要悪として「信教の自由」が導入。
大日本帝国憲法 第28条「日本臣民ハ**安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ**信教ノ自由ヲ有ス」

戦う国家、弔う国家

- 近代国家：軍隊・警察の公的な占有。「戦う国家」（徴兵制の導入）
- 戦争の「犠牲者」の追悼：国立墓地（戦没者墓地）、国葬
- 「戦う国家」は「悼む国家」。
- 近代日本：国のために戦った戦没者の霊（英霊）を、その功績をたたえて祀るために靖国神社を創建（1869年）。神社は宗教ではないとされた（1882年）。

2

**政治と宗教をめぐる
今後の議論を展望する**

出発点としての憲法20条

- 1 **信教の自由**は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から**特権**を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 **何人も**、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、**宗教教育**その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

焦点としての宗教法人法

(解散命令)

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その**解散を命ずることができる。**

一 **法令に違反して、著しく公共の福祉を害する**と明らかに認められる行為をしたこと。

(以下略)

政教分離の解釈と運用

- 津地鎮祭訴訟（1965年）：津市（三重県）体育館の地鎮祭（神道の儀礼）に公金を支出。地鎮祭は世俗的なもので憲法には違反しないという最高裁判決が出された。
- 首相による靖国神社参拝問題
 - 中曽根首相（1985年終戦記念日〔総理大臣として〕、計10回）
 - 小泉首相（2006年終戦記念日、計6回）
 - 安倍首相（2013年、1回）

自民党 憲法改正草案 (2012年)

第二十条

1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。 **(※現行憲法の「いかなる宗教団体も・・・政治上の権力を行使してはならない」は削除されている)**

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。 **ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。**

戦後日本の政教分離の特徴

- 曖昧な政教分離

宗教を伝統習俗（文化）に取り込む

→ 宗教を政治に取り込む（**宗教の道具化**）

- 「新宗教」の増加と拡大

信教の自由の尊重

→ 宗教団体への監視は緩い

戦後日本の政教分離の特徴

- 宗教右派（religious right）勢力の拡大

旧統一教会はその一つに過ぎない。日本会議（神道系宗教団体を中心に結成）、神道政治連盟（神社界を中心とする政治団体）等、保守系政治家との関係が深い団体はいくつもある。

今後の課題

- 信教の自由・政教分離（憲法20条）に基づいて、宗教の積極的な社会参加（公共の福祉への寄与）はなされるべき。ただし、宗教団体が国（政治家）から「特権」を付与されない、節度と透明性をもった関係が必要。
- 特定集団の急進化（radicalization）の犠牲者を救済したり、犠牲者が出ないように予防する仕組みが必要。予防のためには宗教リテラシー教育が必要（本格化する多文化共生社会にとっても有効）。